

## 救命救急センターの指定方針について

## 1 経緯

平成29年4月に平塚市民病院及び海老名総合病院を指定したことにより、県内に21箇所の救命救急センターが設置された。

これにより、全ての二次保健医療圏に1箇所以上の救命救急センターを指定したことになるが、全国でも多数の救命救急センターが指定されている中、本県における今後の救命救急センターの新たな指定については、議論が必要との意見を踏まえ、平成30年度から新たな指定方針について検討してきた。

## 2 検討状況

平成30年10月	救命救急センター新整備指針検討WG
11月	プレホスピタルケア・二次・三次救急部会
令和元年12月	救命救急センター新整備指針検討WG
〃	プレホスピタルケア・二次・三次救急部会
令和2年2月	救急医療問題調査会

## 3 指定方針（案）について

## (1) 考え方

医療圏ごとに医療ニーズ・提供体制が異なることに加え、救命救急センターの運営は、地域の医療機関、医療団体、消防機関等との連携や理解が必要不可欠であることから、地域の関係者間で協議する枠組みを指定方針でより明確化する必要がある。

具体的には、地域の医療関係者等で構成される「地域医療構想調整会議」にて協議を行い、その結果、既存の救命救急センターに加え、新たな救命救急センターが必要と判断された場合に、新規指定を検討するという取扱いとする。

## (2) 指定方針（案）

（案）	（参考）現行
神奈川県における救命救急センターの <b>指定</b> 方針*	神奈川県における救命救急センターの 整備方針
1 救命救急センターの新設に当たっては、国の指針等を踏まえ、 <b>アクセス等にも配慮した</b> 全県的な地域バランス <b>や地域の医療ニーズ等</b> を考慮し、その適正な配置に努める。	1 救命救急センターの新設に当たっては、国の指針等を踏まえ、全県的な地域バランスを考慮し、その適正な配置に努める。
2 救命救急センターは原則として二次保健医療圏に1か所とする。	2 救命救急センターは原則として二次保健医療圏に1か所とする。

<p><b><u>ただし、新たな救命救急センターの指定について地域医療構想調整会議で協議し、その必要性が認められた場合には、複数配置を考慮することとする。</u></b></p>	<p>ただし、地域の実情により、複数配置も考慮する</p>
---	-------------------------------

※ 従来の「整備方針」という名称であると、今後も救命救急センターを積極的に整備するための方針との印象を与えるため、併せて「指定方針」に改めることとした。

#### 4 検討結果

「従来の医療機関からの手上げ」による指定から、「地域における必要性を地域で協議した上で指定を検討する」新たな指定方針（案）について了承を得られたが、次の2点について意見があった。

##### (1) 救急医の確保

救命救急センターに指定により更に多くの救急医が必要になる。しっかりと救急医を確保できることを確認する必要がある。

##### (2) 他の救急機関との連携

他の二次・三次救急医療機関との協力関係が不可欠であり、その確認が必要である。

この2点については、「方針に係る付帯意見」とし、新たな指定方針の施行通知等に盛り込み周知することを予定している。

#### 5 今後のスケジュール

令和2年3月末 指定方針通知発出（市町村、医療関係団体等）

#### 6 協議案件への対応（案）

「3 指定方針（案）について（2）指定方針（案）」のとおりとしたい。

## 神奈川県における救命救急センターの指定方針(案)

- 令和2年3月○日開催の神奈川県医療審議会において承認
  
- 1 救命救急センターの新設に当たっては、国の指針等を踏まえ、アクセス等にも配慮した全県的な地域バランスや地域の医療ニーズ等を考慮し、その適正な配置に努める。
  
- 2 救命救急センターは、原則として二次保健医療圏に1か所とする。  
ただし、新たな救命救急センターの指定について地域医療構想調整会議で協議し、その必要性が認められた場合には、複数配置を考慮することとする。
  
- 3 既存の救命救急センターにおいても、国の指針等を踏まえ、引き続き、質の高い救急医療の提供を図るものとする。
  
- 4 この指定方針は、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて見直すこととする。

# 救命救急センター指定に係る協議等のフロー



